## PTAに関わるすべての皆様へ

# PTA運営のための参考資料

~ 子どもたちの健やかな成長を支援するために ~



兵庫県公立高等学校PTA連合会 兵庫県特別支援学校PTA連合協議会

#### はじめに

子どもたちの健やかな成長のため、日々PTA活動に取り組んでいただき、ありがとうございます。

日本における保護者会や父母の会の歴史は古く、第二次世界大戦前から組織されていました。当時は後援会的な性格が強かったようです。終戦後の昭和 22(1947)年に、文部科学省が「父母と先生の会-教育民主化のために-」を通知したことで、全国でPTAの結成が進められました。

以来 70 年以上にわたり活動を続けてきましたが、戦前の後援会的な側面が色濃く残ったPTAがあることや、働き方や家族の在り方などの社会構造が変化していること、またPTAが個人情報保護法における個人情報取扱業者に含まれるようになったことなどを勘案し、その在り方を時代に合ったものに見直す必要が出てきています。

特に、入会の意思を確認することや個人情報を適切に管理することなどは組織を 運営する上で留意しなければなりません。

各PTAにはそれぞれの歴史や経緯があり、その在り方も様々です。本資料は各PTAの運営に制限を加えるものではありません。運営や活動の参考にしていただくための基本的な事項をまとめたものです。それぞれのPTAで今後在り方を検討し、子どもたちに関わるすべての人が笑顔で活動できる、持続可能なPTAにするための参考にしていただけると幸いです。

## 目次

1	PTAの目的と性格	P 2
2	PTAの運営	P 2
3	PTA会則(規則)の整備	Р 3
4	入退会における手続き	P 3
5	役員(委員)の選出	P 4
6	PTAの活動	P 4
7	個人情報の適切な取扱い	P 5
8	PTA 会費の徴収等	P 5
9	Q&A	P 7
(資	料1) 入会届·退会届様式例	P 9
(資	料2)参考資料	P 11

## 1 PTAの目的と性格

昭和 42(1967)年、PTAが後援会的な性格を多分に残しており、本来のPTAの 在り方が十分に理解されていないということから、国の社会教育審議会が「父母と先 生の会の在り方について」と題した報告を行いました。この中では、PTAの目的につ いて次のように述べられています。

「父母と先生の会(PTA)は児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。」

PTAは、子どもたちの健全な成長のために、保護者と教職員が協力して連携を深め、互いに学びあう団体であると言えます。

- \*Parent(保護者) Teachers(教職員) Association(つながり)
- \*地域の有志の方が会員資格をもつPTAもあります。

## 2 PTAの運営

「父母と先生の会の在り方について」によると、PTAは会員の総意に基づき、「親と教師」が同等の立場で運営されるものであり、その目的や性格から、特定の政党や宗派を支援したり、営利を目的とする行為を行ったりしてはいけません。

また、昭和 46(1971)年の社会教育審議会答申において、PTAは社会教育関係団体とされ、社会教育法の規定によれば、「公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」(第 10 条)であり、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、またはその事業に干渉を加えてはならない」(第 12 条)とされています。

このことからも、PTAの運営は、自主的かつ民主的に行われるべきであることがわかります。また、会員である私たち自身も、PTAの幅広い活動を通じて学び、よりよい保護者・教職員となるために、成長していくことができるという面もあります。





特に留意いただきたいこと

参考にしていただきたいこと

## 3 PTA会則(規則)の整備

PTAも組織である以上、活動には一定のルールが必要です。PTA会則は、PTAの目的、組織、運営、活動などの基本的なルールを定めたものです。活動は会則にもとづいて行われる必要があります。会則はすべての会員に理解してもらうためにも、よく周知することが大切です。会則の内容を知ることで、活動の目的が明確になり、より積極的な参加につながります。

しかし会則で細かいところまで決めてしまうと、活動の内容が極度に限定されてしまう恐れがあります。詳細は「細則(規則)」などを別に定めるようにするとよいかもしれません。役員の選出や会費の納入、会計処理などについても具体的に明文化しておくとよいでしょう。なお、会則を改正する場合は、会員の意見をよく聞きながら慎重に検討し、会則等に定められた手順に従って行うようにしましょう。

## Point

- 会則を整備し、いつでもだれでも確認できるように公開していますか?
- 会則に沿った運営がされていますか?
- だれでも参加しやすい組織になっていますか?

## 4 入退会における手続き

PTAは任意団体であり、入退会は個人の意思で決められるものです。「知らない間に入会していた」ということのないように、入会の意思を必ず確認しましょう。役員を負担に感じる保護者も多いため、入会届に役員の希望に関する項目を設けているPTAもあります。

加入に向けては、PTA活動の目的や内容、必要性などを丁寧に説明することが必要となります。PTA活動の目的や内容を理解して入会することが活発なPTA活動にもつながります。入会は任意であることを説明した上で、入会届で入会の意思を確認することが必要です。

また入会手続きに加えて、退会ができることも知らせるようにしましょう。退会方法について規約に定めるとともに、退会時には個人情報の削除も行う必要があります。



☑ 入会届などで入会の意思を確認していますか?



- 入退会が任意であることを周知していますか?
- 退会についても会則に定めていますか?

## \_5 役員(委員)の選出\_

役員(委員)の選出方法は、立候補など本人の意思にもとづく選出が望ましいですが、それが難しい場合は、役員(委員)の強制や押しつけ合いがないよう、よく話し合って決めることが大切です。役員(委員)決めの際に、役員(委員)ができない理由として家庭の事情や健康上の理由を他の会員の前で述べさせることは、当事者に精神的な苦痛を与えるなどの人権侵害につながる場合があります。



☑ プライバシーに配慮した選出になっていますか?



- 役員選出の方法や過程を明確に示していますか?
- 役員選出は強制や押しつけにせず、話し合いなどで決めていますか?

## 6 PTAの活動

各PTAでは特徴的な活動が実施されていますが、PTAが行う活動としてふさわしいかどうかが問題になることもあります。PTAには、「社会教育関係団体」として、一定の公共性・公益性が求められます。

PTA 活動では一般に、以下のような活動が求められています。

- 学校および家庭における教育の理解・振興のための活動
- 校外の生活指導のための活動
- 地域の教育環境の改善・充実のための活動

必要性に疑問を感じる活動や負担に感じる活動は、その活動の意義を確認するとともに負担感も考慮して、継続の可否を検討しましょう。

## Point

- 子どもたちのことを第一に考えた活動になっていますか?
- 「会員ではない家庭」という理由で、子どもを区別していませんか?
- 会員ではない保護者を合理的な理由なく区別していませんか?
- 学校に対して自発的な寄付を行う場合、寄付の内容や必要性を検討していますか?
- 定期的に活動の見直しをしていますか?

## 7 個人情報の適切な取扱い

平成 29(2017)年 5 月の改正個人情報保護法が全面実施され、PTAも「個人情報取扱業者」に含まれることになりました。会則等に個人情報の取り扱いを定めているかなど、個人情報の管理に問題がないか、改めて確認することが必要です。



☑ 本人の同意なく、学校が保有するクラス名簿等の提供を依頼していませんか?



- 会則等に個人情報の取り扱いを定めた項目はありますか?
- 個人情報は、入会届を活用するなどして、その利用目的を明確にしたう えで、直接本人から取得していますか?
- 個人情報の取得方法、管理方法、保有期間、同意の取り方、同意が得られなかった場合の対応、開示を求められた場合の対応など、あらかじめルールを決めて会員に周知していますか?
- 取得した個人情報は、管理体制を整えて適切に保管していますか?

## 8 PTA 会費の徴収等

PTAは学校とは別の組織ですので、その会費はPTAが集めるべきものです。

学校に登録した銀行口座からPTA会費を引き落とす場合もありますが、これはPT Aから学校に徴収を委任する、「委任契約」にもとづいて行っています。学校に登録された口座から引き落としすることについては、会員の明確な同意が必要です。

また、会費の使途は総会などの場で会員の合意にもとづいて決める必要があります。使途に不適切なものがあったり、不明な点や疑いをもたれたりすることないよう、納入された会費は適切に処理しましょう。

## Point

- 会費の徴収は適切に行われていますか?
- 委任契約については、総会などで会員の合意を得たうえで行い、会員 に周知していますか?
- 会費の徴収等の事務処理を学校に委任する場合は、書面による委任状 を交わしていますか?
- 会費の徴収等の事務処理を学校に委任する場合は、会員から同意を得 たうえで徴収対象者を学校に示していますか?
- 予算にもとづいて適正に執行していますか?
- 決算は総会等で報告し、会員の承認を得ていますか?

## 9 Q&A

### Q1: PTAに加入するメリットは何ですか?

<u>A1:</u> PTAごとに特徴のある活動がなされており、会員が享受するメリットも 様々ですが、以下のようなことが考えられます。

- ・子どもたちの学校生活の様子を近くで見る機会が増える
- ・子どもたちの成長の過程をより近くで感じることができる
- ・子どもたちの学校生活への理解が深まる
- ・保護者同士のつながりが増え、学び合える
- ・地域との関わりが深まり、コミュニティとの交流ができる
- ・教職員と関わる機会が増え、学校教育への理解が深まる
- ・学校教育を保護者の立場からサポートできる など

## Q2: PTA活動の見直しに向けて、ポイントはありますか?

A2: どのような活動であれば、自発的に参加したくなるでしょうか。やりがい・達成感がある、人との豊かなつながりを実感できる、活動に学びがあり成長できる一。多くの人にとって、参加したくなる組織には、多様性(様々な保護者が、様々なかたちで関わることができる)があり、柔軟性(前例にとらわれない)があり、透明性(どんなことをやろうとしているのかが見える)があります。だれもが参加したくなるような組織をめざして、活動を見直しましょう。

## Q3: 参加が任意ということを説明すると、入会率が低下することが心配です。どう すればよいでしょうか?

A3: 活動の見直しや魅力化に努め、PTA 活動の意義や、入会によって保護者自身が得られる学びなどのメリットについて広報していくことが大切です。

一方、入会を希望しない方の中には、役員はできないけれど、活動には興味があるという方もおられます。入会時に関わり方を表明する工夫をしたり、行事ごとに協力可能なボランティアを募る旨を事前に周知したりすることで、安心して入会してもらえるかもしれません。保護者の共感に根ざした自発的な活動になるよう、時代やライフスタイルに合わせて、思いきった見直しを検討してみましょう。

## Q4: 「入会しない」「退会したい」という保護者に、どのように対応すればよいですか。

A4: 入退会は任意であるため、強制的に入会させる、あるいは引き留めることはできません。差し支えなければ、今後のために「入会しない理由」を尋ねてみましょう。また入会した保護者のだれもが、「PTAに参加してよかった」等、ポジティブな気持ちになれる活動になるよう、みんなで運営の工夫をしてみましょう。

## Q5: PTA会費の使途がよくわからないと言われます。どうすればいいですか?

A5: 会費の使途について十分に説明することは、PTAの活動内容に対する会員の理解を広げることにもつながります。使途について慎重に検討を重ねたうえで、総会や会報などを通じて、会員に広く周知できるよう努めましょう。

### Q6: 会員名簿作成を効率的に行う方法はありますか?

A6: 県内においては、PTAに関する説明会後に、Google 等のサービスを活用して、入会希望者に QR コードからフォームにアクセスし、必要情報を入力いただくことで、名簿作成の手間を省く工夫をしているPTAもあります。

## Q7: 入会届や個人情報同意書などに、校長名を併記することは問題ありませんか。

A7: 入会届や同意書は、それぞれの団体が保管することになります。校長名を併記することは、その後の文書保有者が不明確となるため適切とは言えません。PTA が発出する文書については、PTA 会長名のみにする方が望ましいと考えます。

(資料 1) 入会届・退会届の様式例	
県立○○○校PTA会長 様	令和 年 月 日
県立〇〇〇校PTA 入会届	<ul><li>様式例ですので、各PTAの</li></ul>
県立○○○校PTAの趣旨に賛同し、入会します。	~=======
ふりがな	
<u>名 前</u>	(保護者·教職員)
住 所	会員名簿等の作成や活動に必要
電話	会員石澤寺の作成や店動に必要し な情報を収集します。
<u>e-mail</u>	
在籍児童生徒の学年・クラス・名前 年 組 名前	
<u> </u>	会費の徴収を学校に事務委任
<u> </u>	する場合に同意を得ておきたい ことです。
<ul> <li>※ PTA会費の徴収について</li> <li>下記に同意いただける場合は、□欄にチェックを</li> <li>□ PTA会費の支払いについて、学校が徴収を</li> <li>座から引き落とされること</li> <li>□ PTA会費引き落としのために必要な自分ですること</li> </ul>	する学校徴収金と同じ口
□ できる範囲で協力したい <b>動には興</b> □ 協力することはできない <b>関わり方</b> :	=, , / 0
<個人情報の取り扱いについて> ご記入いただいた個人情報は以下の事項以外に他 1 会員名簿、役員名簿をはじめとする各種名約 2 PTA活動	
3 会費の徴収に係る事務 4 お知らせ、広報誌などの配布	各PTAの活動内容に沿っ て記載します。

令和 年 月 日

県立〇〇〇校PTA会長 様

## 県立〇〇〇校PTA退会届

この度、県立〇〇〇校PTAを退会したく、下記のとおり提出します。 つきましては、PTA会費の徴収を停止するとともに、個人情報の削除をお願いします。

記

۱Н	$\sim$	
ᇻ	$\simeq$	н
<u> </u>	$\Delta$	Н

令和 年 月 日

ふりがな

名 前

退会を希望する会員を特定するために必要な最小限の情報に留めましょう。

#### 在籍児童生徒の名前・学年・クラス

 年	組	名前	
年	組	名前	
年	組	名前	

**退会理由**(今後のPTA活動の一助としたいので、<u>差し支えなければ</u>ご記入願います)

その他

※清算による返金方法等、退会時の会費に関する取り決めなど、退会 する会員にお知らせすることがあれば、ここに記載

> 退会時の対応についても、会則等に定めていつ でも参照できるようにしましょう。

#### (資料2) 参考資料

#### 1 目的と性格

PTAは児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。

(社会教育審議会報告 昭和 42 年)

#### 2 PTAの位置づけ

### 社会教育関係団体

社会教育団体は、社会教育法において、「法人であると否とを問わず、公の 支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする もの」と規定されているが、実に多種多様な団体が存在する。(中略)

構成員の学習・向上を図ることに重点をおくものとして、いわゆる地域団体とその他の有志団体がある。(中略) さらに両親と教師によつて作られている父母と先生の会(PTA) などがある。

(社会教育審議会答申 昭和 46 年)

#### 3 関係法令

- 第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、 公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主た る目的とするものをいう
- 第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法 によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加え てはならない。

(社会教育法 昭和24年 令和元年改定)

#### 4 その他

#### 会員資格

「PTA会員の資格については、本来それぞれのPTAが自主的に決定するべきものであり、(中略) 在籍児童生徒の親でない者を会員にすることは差し支えない」

(文部省社会教育局長の行政実例 昭和 46 年)

## PTA運営のための参考資料

発行日 令和7 (2025) 年2月

発行者 兵庫県公立高等学校 Р Т А 連合会

兵庫県特別支援学校PTA連合協議会

(協力:兵庫県教育委員会事務局)